

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公開番号】特開2016-223023(P2016-223023A)

【公開日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2015-108731(P2015-108731)

【国際特許分類】

A 41 D 1/04 (2006.01)

A 41 D 13/005 (2006.01)

A 41 D 13/002 (2006.01)

【F I】

A 41 D 1/04 A

A 41 D 13/005 108

A 41 D 13/002

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月14日(2017.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

身体の背中から両脇下を経て胸の両側部近傍に至る部位を覆うように装着されるベストであって、前記背中に対峙させられる背被覆部と、この背被覆部の両側に連設されて、前記各脇下から胸の側部近傍に対峙させられる脇被覆部とを備え、前記背被覆部の両側上部と、前記各脇被覆部の、前記背被覆部が連設されていない側の上部との間に、前記身体の肩回りを包み込んで連結される連結片が設けられていることを特徴とするベスト。

【請求項2】

前記背被覆部に設けられる連結片が、その連結部と、前記背被覆部に連結される脇被覆部の連結部下端とを結ぶ仮想線に沿って設けられていることを特徴とする請求項1に記載のベスト。

【請求項3】

前記脇被覆部に設けられる連結片が、両脇被覆部を結ぶ仮想線と略直交する方向に沿って設けられていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のベスト。

【請求項4】

前記背被覆部および前記両脇被覆部には、保冷剤若しくは保温材が収納される収納袋が形成されていることを特徴とする請求項1ないし請求項3の何れかに記載のベスト。

【請求項5】

前記背被覆部と前記各脇被覆部とが連結部材を介して連結され、この連結部材に前記連結片が設けられていることを特徴とする請求項1ないし請求項4の何れかに記載のベスト。

【請求項6】

前記連結部材が、メッシュ材によって形成されていることを特徴とする請求項5に記載のベスト。

【請求項7】

前記脇被覆部の側部に胸当て片が連設され、この胸当て片に前記連結片が設けられてい

ることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 4 の何れかに記載のベスト。

【請求項 8】

前記胸当て片がメッシュ材によって形成されていることを特徴とする請求項 7 に記載のベスト。

【請求項 9】

前記連結片が、面ファスナーによって連結されていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 8 の何れかに記載のベスト。

【請求項 10】

前記面ファスナーに、多数の孔が形成されていることを特徴とする請求項 9 に記載のベスト。

【請求項 11】

前記脇被覆部の前記背被覆部が連接されている側の上部が、前記背被覆部の上部よりも身体の上下方向下方に位置させられていることを特徴とする、請求項 1 ないし請求項 10 の何れかに記載のベスト。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明のベストは、前述した不具合を解消するために、身体の背中から両脇下を経て胸の両側部近傍に至る部位を覆うように装着されるベストであって、前記背中に対峙させられる背被覆部と、この背被覆部の両側に連設されて、前記各脇下から胸の側部近傍に対峙させられる脇被覆部とを備え、前記背被覆部の両側上部と、前記各脇被覆部の、前記背被覆部が連設されていない側の上部との間に、前記身体の肩回りを包み込んで連結される連結片が設けられていることを特徴とする。

また、好ましい形態では、前記脇被覆部の前記背被覆部が連接されている側の上部が、前記背被覆部の上部よりも身体の上下方向下方に位置させられていることを特徴とする。